大阪府条例第　　　号

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条

例の一部を改正する条例

　大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年条例第百七十五号）の一部を次のように改正する

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則１―４　（略）（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）５　施行日から起算して十年間は、副園長（法第十四条第四項に規定する副園長をいう。）又は教頭（同条第七項に規定する教頭をいう。）を置く幼保連携型認定こども園についての新条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項の表備考１中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。６―８　（略） | 附　則１―４　（略）（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）５　施行日から起算して五年間は、副園長（法第十四条第四項に規定する副園長をいう。）又は教頭（同条第七項に規定する教頭をいう。）を置く幼保連携型認定こども園についての新条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項の表備考１中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。６―８　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和二年四月一日から施行する。